SANKEN ELECTRIC CO.,LTD.

第103回 定時株主総会 招集ご通知

2019年4月1日から2020年3月31日まで

開催情報

日 時

2020年6月26日（金）午前10時

場 所

埼玉県新座市北野三丁目6番3号

当社本社

※ 末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

▌株主総会にご出席されない場合



郵送またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使期限

2020年6月25日（木）
午後5時まで

詳細はP２をご覧ください

新型コロナウイルス感染防止のため、株主総会ご来場の際は、マスク着用及び検温等をお願いする場合がございます。また、お土産の配布及び製品展示につきましては中止させていただきます。

最先端の「エコ・省エネ製品」で
地球環境に貢献しています

サンケン電気株式会社

証券コード 6707

証券コード　６７０７
2020 年 ６ 月 ５ 日

株　主　各　位

埼玉県新座市北野三丁目６番３号
サンケン電気株式会社
代表取締役社長　和　田　　節

第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第103回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をご推奨申し上げますとともに、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご出席はお控え頂きますようお願い申し上げます。書面またはインターネット等による議決権行使の方法は、次頁記載の通りでございますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年６月25日（木曜日）午後５時までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1	日　　時		2020年６月26日（金曜日）午前10時
2	場　　所		埼玉県新座市北野三丁目６番３号　当社本社
3	会議の目的事項	報告事項	1．第103期（自2019年４月１日　至2020年３月31日） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件 2．第103期（自2019年４月１日　至2020年３月31日） 計算書類報告の件
		決議事項	第１号議案　剰余金処分の件 第２号議案　取締役９名選任の件 第３号議案　監査役１名選任の件

・事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.sanken-ele.co.jp/）において、修正後の事項を掲載させて頂きます。

・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、上記の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様に提供しております。なお、これらウェブサイトに掲載した事項は、監査報告作成に際し、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

議決権の行使方法につきまして

株主総会の議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類（２８ページ～３５ページ）の内容をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

株主総会当日ご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

なお、株主でない代理人及び同伴の方など、議決権を有する株主以外の方は会場にご入場頂けませんので、ご注意下さい。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参頂きますよう、お願い申し上げます。

書面により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、行使期限までに到着するようご返送下さい。

◆ 行使期限：　2020年６月25日（木）　午後５時まで

スマートフォン・パソコンにより議決権を行使される場合



スマートフォンをご利用の方は、同封の『スマート行使』の使い方をご参照頂き、議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインＱＲコード」を読み取り頂くことで議決権を行使できます。

（ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

パソコンをご利用の方は、議決権行使ウェブサイトにアクセスして頂くことで議決権を行使できます。詳細は３６ページのご案内をご参照下さい。

（議決権行使ウェブサイトアドレス　https://www.web54.net）

◆ 行使期限：　2020年６月25日（木）　午後５時まで

・議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いします。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。

機関投資家の皆様へ：	機関投資家の皆様は、株式会社ＩＣＪが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合、当該プラットフォームをご利用頂くことができます。

以　上

新型コロナウイルス感染防止のため、株主総会会場の座席間隔を広げております。このため、ご用意できる席数が例年よりも大幅に減少いたしますので、入場をお断りする場合がございます。また、ご来場の際はマスク着用及び検温等をお願いする場合があり、発熱が認められる方、体調不良と思われる方の入場をお断りする場合がございます。株主の皆様におかれましては、書面またはインターネット等による事前の議決権行使を行って頂きますよう、ご推奨申し上げます。なお、今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、以下のウェブサイトにおいてお知らせいたします。(https://www.sanken-ele.co.jp/)

<添付書類>
事業報告（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループの市場環境は、中国の環境規制の高まりから、インバータ化が加速するエアコン等の白物家電向け製品など、一部市場につきましては堅調に推移したものの、米中貿易摩擦の長期化による影響拡大などから、グローバルでの自動車販売が落ち込み、また、設備投資の抑制により産業機器市場も停滞するなど、総じて厳しい状況となりました。さらには、2020年に入り新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大したことから、急速に景況感が悪化し、当社グループの市場環境に対する先行き不透明感が増してきました。

こうした環境の下、当社は、エアコン市場での省エネ製品に対する需要の拡大、自動車の環境対応・安全機能向上・電動化へのシフト、５Ｇ対応の通信インフラの普及など、成長分野に開発リソースを重点配分し、新製品のタイムリーな市場投入に取り組んでまいりました。また、引き続き不採算製品への対策を行うとともに、生産ラインの自動化を含めた生産性の改善に努めてまいりました。加えて、売上減に対応し、投資抑制や経費削減を始めとする固定費削減対策を実施してまいりました。

また、当社は、2019年11月には新たな事業構造改革として、半導体デバイス事業を主力とする事業の選択と集中を目指す方針を発表し、半導体デバイス事業に関わる工場の統廃合による生産体制の最適化、パワーシステム事業の売却を含めた戦略的オプションの検討、ＬＥＤ灯具事業の撤退、一部拠点の売却などの施策を進めていくことといたしました。その後、2020年２月には半導体デバイス事業の生産体制最適化の具体的施策を発表し、計画の確実な遂行に向けて取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績につきましては、自動車市場の世界的な販売台数の落ち込みによる影響を大きく受け、連結売上高は1,602億17百万円と、前連結会計年度に比べ134億32百万円（7.7％）減少いたしました。損益面につきましても売上高の減少やこれに伴う工場稼働率の低下から、連結営業利益は43億９百万円と、前連結会計年度比62億21百万円（59.1％）減少し、連結経常利益も26億74百万円と、前連結会計年度比64億98百万円（70.8％）減少いたしました。また、上記の事業構造改革に伴う損失として、第３四半期において約78億円を見込んでおりましたが、その後、特別退職金の一部及び移管費用の引当が翌期以降に繰越されたこと等から、事業構造改革に係る特別損失は、総額68億67百万円となりました。これにより、親会社株主に帰属する当期純損失は、55億59百万円（前連結会計年度　親会社株主に帰属する当期純利益39億67百万円）を計上する結果となりました。

以下、事業別概況についてご報告いたします。

半導体デバイス事業

当事業につきましては、特に中国市場向けで当社技術力の強みを生かした省エネ性能の高いインバータエアコン向け製品は継続して伸長したものの、世界的な自動車市場の伸び悩みから、主力製品である自動車向け製品の売上が減少したほか、ＡＶ機器や産業機器向け製品についても低調な景況感から需要が減少いたしました。一方、2020年に入り新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が起こりましたが、当連結会計年度の業績への影響は軽微に留まりました。これらの結果、当事業の連結売上高は1,379億81百万円と、前連結

会計年度比92億29百万円（6.3%）減少いたしました。また、損益面につきましては、引き続き不採算製品への対策を進めるとともに、固定費の削減や外部生産委託の内部取り込みを実施するなど、売上の減少と工場稼働率の低下に対する諸施策を行ってまいりましたが、連結営業利益は68億５百万円と、前連結会計年度比62億20百万円（47.8%）減少いたしました。

パワーシステム事業

当事業につきましては、社会インフラ製品では中国経済の減速を受け、民需向け製品が伸び悩みましたが、通信基地局向け製品及び国土強靭化計画を背景とした防災関連等の官公庁向け製品の売上が伸びたことから、前事業年度に比べ同水準の売上を確保いたしました。一方で、ユニット製品は非戦略市場向け製品の販売撤退が進んだことから、当事業全体では売上が減少いたしました。この結果、当事業の連結売上高は222億35百万円と、前連結会計年度比42億３百万円（15.9%）減少し、損益面では、連結営業利益が５億48百万円となり、前連結会計年度と同水準となりました。

事業区分別連結売上高

区　　分	2018年度 (第 102 期) (前連結会計年度)	構成比	2019年度 (第 103 期) (当連結会計年度)	構成比
	百万円	%	百万円	%
半導体デバイス事業	147,211	84.8	137,981	86.1
パワーシステム事業	26,438	15.2	22,235	13.9
合　　計	173,650	100.0	160,217	100.0

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は、112億50百万円となりました。その主な内容は、半導体デバイス製品の信頼性評価機能の強化並びに生産増強等を目的とした投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における所要資金につきましては、自己資金及び借入金等により充当し、増資または社債発行等による特段の資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の世界経済につきましては、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響による先行き不透明感が増しており、実体経済は厳しい状況での推移が予想されますが、当社グループの中長期的な市場環境は、当社グループが戦略市場と定める省エネ・環境対応製品において、インバータ化が進む白物家電の市場拡大及びADAS（先進運転支援システム）やxEV（次世代車）など安全性や環境性能の向上が進む自動車向け市場での半導体デバイスの需要拡大が見込まれます。また、パワーシステム事業においても、我が国における国土強靭化諸施策による電源システムの需要拡大、通信市場での５G本格普及に向けた基地局用電源の伸長等が期待されております。

こうした状況の下、2021年３月期につきましては、厳しい市場環境ではありますが、昨年11月より着手した構造改革を着実に遂行し、収益構造の抜本的再構築に取り組んでまいります。半導体デバイス事業では、ダイオード生産拠点の統合及びパワーモジュール国内生産拠点の集約などにより生産体制の最適化を図ってまいります。また、パワーシステム事業では、フィナンシャルアドバイザーと連携し、戦略的オプションの実現に向けた活動を進めるとともに、引き続きＵＰＳ事業の拡大、社会インフラや産機市場への対応、５Ｇへの対応による成長戦略に取り組んでまいります。また、働き方改革の推進、グループ内の役員及び幹部従業員に対する業績連動型報酬制度の導入、さらにはＳＤＧｓへの取り組み等を通じて企業価値向上を図り、中期経営計画が目指す「持続的な成長の実現」に向け、全社一丸となって邁進していく所存でございます。株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りたく、お願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　分		2016年度 (第100期)	2017年度 (第101期)	2018年度 (第102期)	2019年度 (第103期) (当連結会計年度)
売上高	百万円	158,772	175,209	173,650	160,217
営業利益	百万円	5,930	12,026	10,531	4,309
経常利益	百万円	5,026	11,808	9,173	2,674
親会社株主に帰属する当期純利益(△純損失)	百万円	1,739	△11,421	3,967	△5,559
1株当たり当期純利益(△純損失)	円	14.35	△94.24	163.70	△229.83
総資産	百万円	182,700	185,359	188,192	194,024
純資産	百万円	54,736	72,283	78,541	71,776

(注) 1．１株当たり当期純利益（△純損失）は、自己株式を控除した期中の平均発行済株式総数により算出しております。
2．当社は、2018年10月１日を効力発生日として、普通株式５株を１株とする株式併合を実施しております。第102期の１株当たり当期純利益につきましては、この株式併合が期初に行われたと仮定して算出しております。
3．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を第102期の期首から適用しており、第101期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、電気機械器具の製造・販売を主要な事業としており、主な製品は次の通りであります。

事業名	主な製品
半導体デバイス事業	パワーモジュール、パワーＩＣ、コントロールＩＣ、ホールセンサー、トランジスタ、ダイオード、ＬＥＤ、ＬＥＤ照明
パワーシステム事業	無停電電源装置、汎用インバータ、直流電源装置、高光度航空障害灯、蓄電システム、パワーコンディショナー、スイッチング電源、トランス

(7) 主要な営業所及び工場

① 当社

事業所名称	所在地	事業所名称	所在地
本社	埼玉県新座市	仙台営業所	宮城県仙台市
川越工場	埼玉県川越市	名古屋営業所	愛知県名古屋市
東京事務所	東京都豊島区	金沢営業所	石川県金沢市
大阪支店	大阪府大阪市	広島営業所	広島県広島市
札幌営業所	北海道札幌市	九州営業所	福岡県福岡市

② 子会社

「(8) 重要な子会社の状況」をご参照下さい。

(8) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容	事業所名称	所在地
石川サンケン株式会社	95 百万円	% 100.0	半導体の製造	本社・堀松工場	石川県羽咋郡志賀町
				志賀工場	石川県羽咋郡志賀町
				町野工場	石川県輪島市
				内浦工場	石川県鳳珠郡能登町
山形サンケン株式会社	100 百万円	100.0	半導体の製造	本社	山形県東根市
鹿島サンケン株式会社	75 百万円	100.0	半導体の製造	本社	茨城県神栖市
福島サンケン株式会社	50 百万円	100.0	半導体の製造・販売	本社	福島県二本松市
サンケンオプトプロダクツ株式会社	90 百万円	100.0	半導体・パワーシステムの製造	本社	石川県羽咋郡志賀町
大連三墾電気有限公司	66 百万元	100.0	半導体の製造 パワーシステムの製造・販売	本社	中国遼寧省
アレグロ マイクロシステムズ インク	105 千米ドル	67.2	半導体の開発・製造・販売	本社	米国ニューハンプシャー州
アレグロ マイクロシステムズ エルエルシー	48 百万米ドル	※67.2	半導体の開発・製造・販売	本社	米国ニューハンプシャー州
ポーラー セミコンダクター エルエルシー	157 百万米ドル	90.1 ※20.1	半導体の製造	本社	米国ミネソタ州
ピーティー サンケン インドネシア	96 百万米ドル	100.0	パワーシステムの製造・販売	本社	インドネシア西ジャワ州
三墾力達電気(江陰)有限公司	36 百万元	60.0	パワーシステムの製造・販売	本社	中国江蘇省

(注) 1. 当事業年度、グループ内での資本構成の見直しを実施することとし、ポーラー セミコンダクター エルエルシーに対する貸付金債権の現物出資を行いました。これに伴い、同社の資本金額及び当社からの出資比率並びにアレグロ マイクロシステムズ エルエルシーの資本金額が変動しております。

2. ※印は、アレグロ マイクロシステムズ インクを通じての間接保有であります。

3. 当事業年度末日において、特定完全子会社に該当する子会社はございません。

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
9,183名	298名減

(注) 当社の従業員数(個別)は、1,074名であり、前期末比11名減少しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	8,349百万円
株式会社みずほ銀行	7,128百万円
株式会社三菱UFJ銀行	5,794百万円
株式会社日本政策投資銀行	5,000百万円
株式会社埼玉りそな銀行	4,000百万円
株式会社八十二銀行	3,414百万円

2．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　51,400,000株

(2) 発行済株式の総数　25,098,060株
（自己株式　867,503株を含む）

(3) 株主数　9,034名

(4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,991千株	8.22％
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,738千株	7.17％
株式会社埼玉りそな銀行	1,202千株	4.96％
バンク　オブ　ニューヨーク　ジーシーエム　クライアント　アカウント　ジェイピーアールディ　アイエスジー　エフアイー　－　エイシー	1,063千株	4.38％
J. P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SEGR ACCT	898千株	3.70％
ステート　ストリート　バンク　アンド　トラスト　カンパニー　505253	775千株	3.20％
ステート　ストリート　バンク　アンド　トラスト　カンパニー　505103	499千株	2.06％
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	447千株	1.84％
ジェーピー　モルガン　チェース　バンク　385151	413千株	1.70％
ジェーピー　モルガン　バンク　ルクセンブルグ　エスエイ　1300000	389千株	1.60％

（注）1．当社は自己株式を867,503株保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。
2．自己株式には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が保有する当社株式72,800株（役員向け株式交付信託）は含めておりません。
3．持株比率は、発行済株式総数から自己株式を控除して算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	和田　節	
取締役	星野雅夫	専務執行役員　デバイス事業本部長
取締役	鈴木善博	常務執行役員　欧米事業戦略本部長 アレグロ マイクロシステムズ インク取締役会長
取締役	鈴木和則	常務執行役員　営業本部長
取締役	高荷英雄	上級執行役員　管理本部長
取締役	伊藤　茂	上級執行役員　パワーシステム本部長
取締役	リチャード R．ルーリー	弁護士 日立造船株式会社社外取締役
取締役	藤田則春	公認会計士 藤田則春公認会計士事務所代表
取締役	東　恵美子	東門パートナーズ エルエルシー マネージングディレクター ＫＬＡコーポレーション社外取締役 武田薬品工業株式会社社外取締役 ランバス インク社外取締役
常任監査役(常勤)	太田　明	
監査役(常勤)	鈴木　昇	
監査役	南　敦	弁護士 南法律特許事務所パートナー
監査役	平野秀樹	株式会社ダイゾー社外監査役

(注) 1．2020年３月31日時点の状況を記載しております。
2．取締役 東恵美子氏は2019年６月21日開催の第102回定時株主総会において取締役に選任され、就任いたしました。
3．監査役 平野秀樹氏は2019年６月21日開催の第102回定時株主総会において監査役に選任され、就任いたしました。
4．取締役 リチャード R．ルーリー、藤田則春及び東恵美子の各氏は社外取締役であり、監査役 南　敦及び平野秀樹の両氏は社外監査役であります。当社は一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として各氏を指定し、株式会社東京証券取引所に届け出ております。
5．取締役　藤田則春氏は、日本及び米国における公認会計士資格を有しており、監査役　太田　明氏は、長年の当社での経理・財務部門における勤務経験を有しております。また、監査役　平野秀樹氏は、長年の金融機関での勤務経験を有しておりますことから、各氏はそれぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6．和田幹彦氏は、2019年６月21日開催の第102回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。

7．2020年３月31日現在における執行役員（取締役兼任者を除く）の状況は次の通りであります。

地　位	氏　名	担　当
常務執行役員	曹路地　剛	働き方改革推進本部長
上級執行役員	中道秀機	デバイス事業本部技術本部長 兼パワーデバイス事業部長
執行役員	谷山之康	社長付兼福島サンケン株式会社代表取締役社長
執行役員	折戸清規	営業本部副本部長兼名古屋営業統括部長 車載市場担当ゼネラルマネジャー
執行役員	岩田　誠	管理本部経営企画室長
執行役員	李　明濬	デバイス事業本部技術本部副本部長 白物市場担当ゼネラルマネジャー
執行役員	坂内哲男	デバイス事業本部技術本部アセンブリ技術統括部長
執行役員	安斎澄男	営業本部パワーマーケティング統括部長
執行役員	吉田　智	営業本部東日本営業統括部長 産機市場担当ゼネラルマネジャー
執行役員	柳澤正幸	管理本部総務人事統括部長
執行役員	高橋　広	デバイス事業本部生産本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	員数	報酬等の種類別の総額（百万円）			報酬等の総額（百万円）
		基本報酬	短期インセンティブ	長期インセンティブ（株式報酬）	
取締役	9名	240	24	8	273
うち社外取締役	3名	33	－	－	33
監査役	5名	51	－	－	51
うち社外監査役	3名	10	－	－	10

（注）１．取締役の基本報酬と短期インセンティブの合計額は、第102回定時株主総会（2019年６月21日）決議による報酬限度額である年額５億円以内（うち社外取締役は２億円以内）です。また、監査役の報酬額は、同総会決議による報酬限度額である年額80百万円以内です。
２．上記の短期インセンティブは、(注)１に記載の株主総会決議に基づき、取締役会の決議により支払う予定の額です。
３．長期インセンティブ（株式報酬）は、当事業年度における費用計上額を記載しております。
４．監査役の支給人数及び報酬等の額には、当事業年度中に退任した社外監査役１名分を含んでおります。
５．上記の他、社外役員が当社連結子会社から受けた役員としての報酬額は29百万円であります。

(4) 役員報酬等の算定方法の決定に関する方針

①基本的な考え方

優秀な人材の確保に資すること、役位ごとの役割の大きさや責任の範囲に相応しいものであること、当社の企業価値向上と持続的成長に向けた動機付けとなること、及び報酬決定の手続きに透明性と客観性が担保されていることを基本的な考え方とします。

②取締役報酬及び監査役報酬の概要

1) 取締役報酬

「基本報酬」、短期業績連動報酬である「短期インセンティブ」及び長期業績連動報酬である「長期インセンティブ（株式報酬）」により構成することとし、業績連動報酬の報酬総額に占める比率は、原則として業績目標達成時に概ね30％程度となるよう設計します。ただし、社外取締役については、基本報酬のみで構成します。また、「基本報酬」、「短期インセンティブ」の総額は2019年６月21日開催の定時株主総会（以下「同総会」といいます。）で承認された報酬総額の限度内とし、「株式報酬」の総額についても、同総会で承認された株式報酬総額の限度内とします。

社外取締役を除く各取締役の個別報酬額については、報酬委員会からの答申内容を最大限尊重した上で、取締役会で決定します。

・基本報酬及び短期インセンティブの限度額： 年額５億円以内（うち社外取締役は年額２億円以内）

・株式報酬限度額： 2020年３月31日に終了する事業年度からの３事業年度で総額270百万円

2) 監査役報酬

基本報酬のみで構成され、その総額は同総会で承認された報酬総額の限度内とします。

各監査役の個別報酬額は、監査役の協議により決定します。

・基本報酬限度額： 年額80百万円以内

③報酬区分ごとの内容

1) 基本報酬

「基本報酬」の水準は、外部専門機関の調査による他社水準を参考として設定します。

2) 短期インセンティブ

短期業績連動報酬である短期インセンティブは、単年度の業績目標への達成意欲をさらに高めることを目的として、単年度の業績指標に応じて、原則として標準支給額に対して０％～150％の範囲で変動します。

・業績連動指標： 売上高、営業利益を共通項目として設定するほか、個人別に期待する役割に応じ個別の指標も設定しております。

3) 長期インセンティブ（株式報酬）

長期業績連動報酬である長期インセンティブ（株式報酬）は、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高め、株主の皆様と利害共有を図るとともに、中期経営計画（以下「中計」といいます。）における業績目標の達成に向けた意欲を高めることを目的とします。役位並びに中計における業績指標に応じて、原則として標準支給額に対して０％～150％の範囲で変動します。

・業績連動指標： 営業利益、ＲＯＥ等を共通項目とします。

なお、当社では、今後の業績連動指標に関し、報酬委員会からの答申に基づき、2020年度以降、ＴＳＲ(株主総利回り)を業績連動指標に加えることを取締役会にて決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏　名	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役 リチャード R. ルーリー	リチャード R. ルーリー氏は、日立造船株式会社の社外取締役に就任しておりますが、当社と同社との間に開示すべき関係はございません。
社外取締役 藤 田 則 春	藤田則春氏は、藤田則春公認会計士事務所の代表に就任しておりますが、当社と同事務所との間に開示すべき関係はございません。
社外取締役 東 恵 美 子	東恵美子氏は、東門パートナーズ エルエルシーのマネージング ディレクターであり、また、ＫＬＡコーポレーション、武田薬品工業株式会社及びランバス インクの社外取締役に就任しておりますが、当社とこれらの会社との間に開示すべき関係はございません。
社外監査役 南 敦	南　敦氏は、南法律特許事務所のパートナーを務めておりますが、当社と同事務所との間に開示すべき関係はございません。
社外監査役 平 野 秀 樹	平野秀樹氏は、株式会社ダイゾーの社外監査役に就任しており、また、2019年６月21日まで株式会社サンテックの社外監査役に就任しておりましたが、当社とこれらの会社との間に開示すべき関係はございません。

② 主な活動状況

氏　名	主 な 活 動 状 況
社外取締役 リチャード R. ルーリー	リチャード R. ルーリー氏は、当事業年度に開催された取締役会９回のすべてに出席し、主に国際的な企業法務の経験と知識から発言を行っております。
社外取締役 藤 田 則 春	藤田則春氏は、当事業年度に開催された取締役会９回のすべてに出席し、主に公認会計士としての長年にわたる実務経験と豊富な国際経験から発言を行っております。
社外取締役 東 恵 美 子	東恵美子氏は、2019年６月21日開催の第102回定時株主総会において新たに取締役に選任され、以降当事業年度に開催された取締役会７回のすべてに出席し、主に国際的なコーポレートファイナンスに関する知識と経験並びにグローバルな半導体業界での知見から発言を行っております。
社外監査役 南 敦	南　敦氏は、当事業年度に開催された取締役会９回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。また、監査役会につきましても、当事業年度に開催された16回のすべてに出席し、主に監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役 平 野 秀 樹	平野秀樹氏は、2019年６月21日開催の第102回定時株主総会において新たに監査役に選任され、以降当事業年度に開催された取締役会７回のうち６回に出席し、主にこれまでの企業経営者としての豊富な知識と経験から発言を行っております。また、監査役会につきましては、同総会以降当事業年度に開催された11回のうち10回に出席し、主に監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	70 百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	87 百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．一部子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
3．当社は会計監査人に対し、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、各種アドバイザリー業務などの対価を支払っております。
4．会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第１項に定める同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

（1）業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次の通りであります。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）取締役会は、「取締役会規程」に基づき、重要な業務執行について審議するとともに、取締役の職務の執行を監督し、適法性の確認を行う。

2）「経営理念」、「行動指針」、「サンケンコンダクトガイドライン」を制定し実施するとともに、代表取締役によるコンプライアンス精神及びその重要性の役職員への徹底並びに継続的な教育研修の実施等を通じ、法令及び定款の遵守徹底を図る。

3）内部監査部門は、当社及びグループ各社の業務執行を監査するとともに、内部通報制度の運用を通じてコンプライアンス体制の実効性を確保する。

4）金融商品取引法に基づく内部統制報告制度（以下「J-SOX」といいます。）に適切に対応するため、内部監査部門にJ-SOX担当を置き、全社的な見直しと改善を継続的に行うことで、財務情報の信頼性を確保する。

5）反社会的勢力とは一切関係を持たず、平素から警察や弁護士などの外部機関との信頼関係・連携体制の構築に努め、不当要求に対しては毅然とした態度で臨み、断固拒絶する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等の重要な会議記録並びに決裁結果等の業務執行に関する記録は、法令及び社内規程の定めに基づき適切に保存及び管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）重要な投資あるいは新規事業等に伴うリスクについては、取締役会、経営会議その他の重要な会議において多面的な検討を行い、慎重に決定する。

2）内部監査部門は、内部監査を通じて当社及びグループ各社における業務リスクの把握・分析を行い、危機管理委員会はグループ全体での統一的・横断的なリスク管理を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）取締役会において中期経営計画及び年次予算の策定を行い、業績の進捗に関する報告に基づき業務執行の状況を確認するほか、経営会議において月次の業績管理を行う。

2）経営会議は、取締役会に付議すべき議案及び代表取締役が執行にあたる会社業務のうち、基本的かつ重要な事項について審議を行うとともに、執行役員制度の活用により迅速かつ機動的な業務執行を行う。

3）「組織・権限基本規程」、「業務分掌規程」等を整備し、各部門の責任と権限を明確化するとともに、組織間の適切な役割分担と連携に努めることで、効率的な意思決定・業務執行を行う。

⑤ 当社及びグループ各社における業務の適正を確保するための体制

1）当社は必要に応じ、グループ各社に当社の役職員を取締役として派遣し、当社グループ経営方針の徹底、重要な業務執行の決定並びに効率的な経営の推進に当たる。
2）「関係会社管理規程」、「マネジメントガイドライン」により、当社及びグループ各社間における職務範囲、権限と責任、当社に報告すべき事項等を明確にする。
3）グループ各社ごとに当社の担当組織を定め、密接な情報交換のもと、各社の経営指導及び業績管理を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

1）監査役会事務局等の事務については、法務部門のスタッフがこれを補助する。
2）監査役から求めがあった場合、取締役と監査役の協議により、監査役の職務を補助する専任スタッフの設置並びにその人事を決定する。
3）当該専任スタッフは、各監査役の指示に従うこととし、取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性を確保する。

⑦ 監査役への報告に関する体制

1）常任監査役は、経営会議に出席するほか主要な文書を閲覧・受領することで、当社及びグループ各社の業務に関する情報を取得し、その内容を監査役会に報告する。
2）取締役、内部監査部門及び会計監査人は、それぞれ監査役と定期的に会合をもち、当社及びグループ各社の経営状況あるいは監査結果を報告する。
3）役職員は、当社及びグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発生した場合、もしくは業務執行に関する不正行為を発見した場合、監査役にその内容を報告する。
4）内部監査部門は、内部監査の結果及び内部通報制度の運用状況と通報内容を監査役に報告する。
5）内部通報制度に係る規程を整備し、通報者が通報したことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針

監査役がその職務を執行する上で生じる費用について、監査役から前払いまたは償還等の請求があったときは、当該費用が必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は監査の基準、計画及び方針を定め、各監査役は自己の専門性、経験を踏まえたうえで適切に監査を行い、効率的で実効性の高い監査体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに対する取組みの状況

内部監査部門がテーマを定め当社の内部監査を実施しており、グループ企業につきましても、定期的に管理体制全般についての内部監査を実施しております。これら内部監査の計画・進捗・結果については、定期的に監査役に報告しております。金融商品取引法に基づく内部統制報告制度（以下「J-SOX」といいます。）につきましては、内部監査部門内のJ-SOX担当が、全社的な見直しと改善を継続的に行い、財務情報の信頼性確保に努めております。また、当社のコンプライアンスの基本マニュアルである「サンケンコンダクトガイドライン」の内容について、定期的に教育研修を実施しコンプライアンス意識の浸透を図っております。また、内部通報制度を整備・運用しており、その運用状況と通報内容は、定期的に監査役に報告しております。

反社会的勢力への対応につきましては、役員及び従業員が常に注意を払うとともに、警察等の外部専門機関や関連団体との情報交換を実施し、継続的に協力体制を整備しております。

② 損失の危険の管理に対する取組みの状況

リスクに関する統括組織として危機管理委員会を設置しております。当事業年度は２回開催し、リスクの把握・分析・対応に努めてまいりました。また、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、特別対策本部を設置し、事業への影響に関わる情報収集と対応、感染防止策の導入、在宅勤務の拡大、有給休暇に係る特例措置及びマスクの調達・寄贈等を実施してまいりました。

内部監査及び内部通報制度につきましては、その運用を通じ、当社及びグループ各社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実の発生を把握した場合、もしくは業務執行に関する不正行為を発見した場合には、都度、監査役にその内容を報告するほか、個別に勧告・是正を行っております。

③ 職務執行の適正性及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、社外取締役３名を含む取締役９名で構成され、社外監査役２名を含む監査役４名も出席しております。当事業年度、取締役会は９回開催され、各議案についての審議、業務執行状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされております。また、コーポレートガバナンス・コードに基づき、毎年実施しております取締役会実効性評価では、取締役会の実効性は概ね確保されているとの結果となっております。これらのことから、取締役会の意思決定及び監督の実効性は確保されているものと考えております。

④ 当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況

グループ各社に当社の役職員を派遣し、当社グループ経営方針の徹底、重要な業務執行の決定並びに効率的な経営を推進しております。また、グループ各社と当社担当部門との間で事前に協議すべき事項等を規定し運用しております。

⑤ 監査役監査の実効性確保に関する取組みの状況

監査役会は、社外監査役２名を含む監査役４名で構成されております。当事業年度、監査役会は16回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、監査役は、代表取締役社長及び内部監査部門並びに会計監査人と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備・運用状況などについて意見交換を行っております。

6．会社の支配に関する基本方針

（1）当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式については、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められているため、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思により決定されるべきであり、当社株式に対する大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するかどうかの判断も、最終的には当該株式を保有する株主の皆様の意思によるべきものと考えます。

しかしながら、当社及び当社グループの経営にあたっては、独自のウエーハプロセスや半導体デバイスの製造技術、また回路技術を駆使した電源システムとオプティカルデバイスの組み合わせなど、幅広いノウハウと豊富な経験が必要になります。更に、お客様・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に、これらへの理解が無い場合、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできず、当社の企業価値及び株主共同の利益が著しく損なわれる可能性があります。

また、大規模な買付行為の中には、高値で株式を会社関係者に引き取らせる行為など、株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合もあります。この様な場合、当社は当該大規模買付行為の是非に関し、株主の皆様に適切にご判断頂くため、大規模買付行為を行おうとする者に対し、必要な情報の提供を求めるとともに、適切な情報開示や株主の皆様が検討に必要とする時間確保にも努め、また、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講ずるべきと考えております（以下「基本方針」といいます。）。

（2）基本方針実現のための企業価値向上に向けた取組み

当社では、経営理念に則り、半導体をコアビジネスに技術力と創造力の革新に努め、独自技術によるグローバルな事業展開を進めるとともに、企業に対する社会的要請や環境調和への着実な対応を通じて、企業価値を最大限に高めるべく、確固たる経営基盤の確保に邁進しております。更に、中長期的な会社の経営戦略として、３ヶ年にわたる中期経営計画を策定しており、その実現に向け、グループを挙げて取組んでおります。

また、当社では、独立系パワー半導体メーカーというポジションと、それを最大限活用する経営方針・経営計画へのご理解を深めて頂くため、各ステークホルダーとの対話を緊密化させ、企業価値への適正な評価が得られるように努めております。

コーポレート・ガバナンス体制の強化としては、独立社外取締役の選任により取締役会の監督機能を強化するとともに、執行役員制度を通じ機動的な業務執行体制の構築、マネジメント機能の強化を推進しております。加えて、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の実現と、事業年度における取締役の経営責任の明確化を図るため、取締役の任期を１年としております。

当社取締役会は、これら取組みが、当社の企業価値を向上させるとともに、当社株主共同の利益を著しく損なう様な大規模買付行為の可能性を低減させると考えております。従って、これら取組みは基本方針に沿ったものであり、当社株主共同の利益に資するものであると考えております。

連結貸借対照表（2020年３月31日現在）

単位：百万円

科　　目	当　期	前　期 (ご参考)
（資産の部）		
流動資産	**117,375**	**103,903**
現金及び預金	40,779	23,564
受取手形及び売掛金	31,888	33,586
商品及び製品	14,422	14,888
仕掛品	21,231	19,633
原材料及び貯蔵品	5,425	7,539
その他	3,741	4,757
貸倒引当金	△114	△65
固定資産	**76,649**	**84,288**
有形固定資産	**66,062**	**72,604**
建物及び構築物	20,383	24,027
機械装置及び運搬具	31,577	34,731
工具器具備品	1,788	2,042
土地	5,699	6,166
リース資産	74	62
建設仮勘定	6,538	5,574
無形固定資産	**4,728**	**4,955**
ソフトウエア	2,483	2,786
その他	2,244	2,169
投資その他の資産	**5,858**	**6,729**
投資有価証券	892	1,093
繰延税金資産	1,704	1,221
退職給付に係る資産	－	18
その他	3,262	4,637
貸倒引当金	△2	△241
資産合計	**194,024**	**188,192**

科　　目	当　期	前　期 (ご参考)
（負債の部）		
流動負債	**93,351**	**56,409**
支払手形及び買掛金	17,774	18,075
短期借入金	27,619	12,991
一年内長期借入金	10,133	646
一年内償還予定社債	15,000	－
コマーシャル・ペーパー	10,000	11,000
リース債務	44	30
未払費用	10,254	11,705
未払法人税等	659	591
業績連動役員報酬引当金	16	－
事業構造改革引当金	615	－
その他	1,233	1,368
固定負債	**28,896**	**53,242**
社債	20,000	35,000
長期借入金	1,643	11,855
リース債務	40	41
繰延税金負債	975	1,508
株式報酬引当金	8	－
役員退職慰労引当金	39	33
事業構造改革引当金	1,351	－
退職給付に係る負債	3,402	2,832
その他	1,435	1,970
負債合計	**122,248**	**109,651**
（純資産の部）		
株主資本	**55,118**	**63,292**
資本金	20,896	20,896
資本剰余金	24,465	26,214
利益剰余金	13,915	20,204
自己株式	△4,159	△4,023
その他の包括利益累計額	**△5,275**	**△5,012**
その他有価証券評価差額金	△75	45
為替換算調整勘定	△477	212
退職給付に係る調整累計額	△4,723	△5,270
非支配株主持分	**21,933**	**20,261**
純資産合計	**71,776**	**78,541**
負債純資産合計	**194,024**	**188,192**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

単位：百万円

科　　目	当　期	前期（ご参考）
売上高	**160,217**	**173,650**
売上原価	121,768	126,150
売上総利益	**38,448**	**47,499**
販売費及び一般管理費	34,139	36,968
営業利益	**4,309**	**10,531**
営業外収益	**578**	**950**
受取利息	250	171
受取配当金	28	44
補助金収入	－	139
作業屑売却益	77	105
製品補償費戻入益	－	128
雑収入	221	362
営業外費用	**2,212**	**2,308**
支払利息	555	610
為替差損	1,115	1,069
製品補償費	72	69
雑損失	469	558
経常利益	**2,674**	**9,173**
特別利益	**4,065**	**555**
固定資産売却益	3,952	258
投資有価証券売却益	－	297
受取和解金	112	－
特別損失	**8,377**	**700**
固定資産処分損	414	457
投資有価証券評価損	26	－
特別退職金	350	122
関係会社整理損	205	－
減損損失	513	119
事業構造改革費用	5,175	－
事業構造改革引当金繰入額	1,691	－
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（△）	**△1,638**	**9,028**
法人税、住民税及び事業税	2,050	2,226
過年度法人税等	941	－
法人税等調整額	594	89
当期純利益又は当期純損失（△）	**△5,224**	**6,712**
非支配株主に帰属する当期純利益	334	2,745
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	**△5,559**	**3,967**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表（2020年３月31日現在）

単位：百万円

科　目	当　期	前　期（ご参考）
（資産の部）		
流動資産	**78,161**	**75,568**
現金及び預金	14,001	8,410
受取手形	1,119	2,601
売掛金	24,825	24,827
商品及び製品	10,312	9,043
仕掛品	1,072	1,573
原材料及び貯蔵品	2,039	2,163
前払費用	501	625
短期貸付金	12,432	12,164
未収入金	15,617	16,961
その他	497	569
貸倒引当金	△4,258	△3,372
固定資産	**47,742**	**50,958**
有形固定資産	**4,682**	**6,295**
建物	2,152	3,307
構築物	70	121
機械装置	68	1,381
車輌運搬具	0	0
工具器具備品	539	703
土地	511	721
リース資産	0	2
建設仮勘定	1,339	57
無形固定資産	**2,233**	**2,738**
ソフトウエア	2,231	2,715
リース資産	1	2
その他	1	19
投資その他の資産	**40,826**	**41,924**
投資有価証券	880	1,080
関係会社株式	28,287	23,306
長期貸付金	10,518	15,499
前払年金費用	3,649	3,603
その他	538	822
貸倒引当金	△3,048	△2,387
資産合計	**125,903**	**126,527**

科　目	当　期	前　期（ご参考）
（負債の部）		
流動負債	**75,625**	**46,288**
支払手形	2,067	2,149
買掛金	15,710	14,542
短期借入金	21,930	15,092
一年内長期借入金	8,000	－
一年内償還予定社債	15,000	－
コマーシャル・ペーパー	10,000	11,000
リース債務	3	6
未払金	195	421
未払費用	2,331	2,529
未払法人税等	115	161
前受金	79	19
預り金	66	113
業績連動役員報酬引当金	16	－
その他	107	252
固定負債	**22,068**	**43,921**
社債	20,000	35,000
長期借入金	－	8,000
リース債務	0	4
繰延税金負債	579	520
株式報酬引当金	8	－
関係会社事業損失引当金	1,092	－
その他	386	397
負債合計	**97,693**	**90,209**
（純資産の部）		
株主資本	**28,285**	**36,271**
資本金	**20,896**	**20,896**
資本剰余金	**10,207**	**10,207**
資本準備金	5,225	5,225
その他資本剰余金	4,982	4,982
利益剰余金	**1,339**	**9,190**
その他利益剰余金	1,339	9,190
固定資産圧縮積立金	34	36
繰越利益剰余金	1,305	9,154
自己株式	**△4,159**	**△4,023**
評価・換算差額等	**△74**	**45**
その他有価証券評価差額金	△74	45
純資産合計	**28,210**	**36,317**
負債純資産合計	**125,903**	**126,527**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

単位：百万円

科　　目	当　期	前期（ご参考）
売上高	**106,737**	**110,288**
売上原価	100,729	102,889
売上総利益	**6,007**	**7,399**
販売費及び一般管理費	9,074	9,342
営業損失（△）	**△3,067**	**△1,943**
営業外収益	**891**	**1,395**
受取利息	305	378
受取配当金	485	782
雑収入	99	233
営業外費用	**1,581**	**2,490**
支払利息	483	530
為替差損	674	698
製品補償費	72	69
関係会社貸倒引当金繰入額	137	905
雑損失	213	286
経常損失（△）	**△3,758**	**△3,038**
特別利益	**4,059**	**294**
固定資産売却益	3,946	－
投資有価証券売却益	－	294
受取和解金	112	－
特別損失	**7,267**	**762**
固定資産処分損	342	422
投資有価証券評価損	26	－
関係会社株式評価損	310	－
関係会社事業損失引当金繰入額	1,092	－
減損損失	2,677	340
事業構造改革費用	2,816	－
税引前当期純損失（△）	**△6,965**	**△3,506**
法人税、住民税及び事業税	45	△36
法人税等調整額	112	57
当期純損失（△）	**△7,123**	**△3,528**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年５月26日

サンケン電気株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　木　村　　修　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田　辺　敦　子　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、サンケン電気株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンケン電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2020年５月26日

サンケン電気株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　木　村　　修　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田　辺　敦　子　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、サンケン電気株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門であるＣＳＲ室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、実地調査を行いました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月28日

サンケン電気株式会社　監査役会

常任監査役（常勤）	太　田　　明	㊞
監　査　役（常勤）	鈴　木　　昇	㊞
社外監査役	南　　敦	㊞
社外監査役	平　野　秀　樹	㊞

以　上

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社では、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要施策の一つと位置付け、事業の積極展開により収益力の向上と財務体質の改善を進め、経営全般の基盤強化を図る上で必要となる内部留保を確保しつつ、安定的かつ着実な配当を実施することを基本的な考え方としております。

当連結会計年度の業績は減収減益となりましたが、当期の期末配当につきましては、上記の配当に関する基本的な考え方に沿って、１株につき15円とさせて頂きたいと存じます。なお、中間配当として１株につき15円の配当をお支払いしておりますので、年間配当金は１株につき30円となります。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき	金 15円
	配当総額	363,458,355円
(2) 剰余金の配当が効力を生じる日	2020年６月29日	

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役９名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役９名のご選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号 1

和田（わだ）　節（たかし）（1954年９月３日生）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年４月　当社入社
2007年４月　生産本部生産統括部長
2007年６月　執行役員就任
2009年４月　生産本部長
2009年６月　取締役常務執行役員就任
2012年６月　取締役専務執行役員就任
2015年４月　代表取締役社長就任（現任）

所有する当社株式数

普通株式　　11,500株

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社の生産部門を牽引するとともに、生産子会社の構造改革にも注力してまいりました。2009年６月より取締役として経営に携わり、2015年４月には代表取締役社長に就任し、以降、成長が期待される事業領域への注力と財務体質改善に努めるとともに、売上規模拡大に向けた生産能力増強を進めてまいりました。

2017年度より、収益力の向上と財務体質の強化に向けた構造改革に着手し、2019年度からは、主力事業である半導体デバイス事業の生産体制最適化及び非主力事業であるパワーシステム事業の戦略的見直しに着手しました。これら構造改革の具体的な施策については、３名の社外取締役を含む「構造改革委員会」を設置して、その協議を基に進めるなど、社長就任以降、重要な経営判断を行ってまいりました。このほか、製品開発力の強化を積極的に進めるとともに、働き方改革本部を設置し、業務改革、制度改革、人材開発、組織開発を通じた企業文化の変革にも注力しております。

こうした企業経営に関する豊富な経験と高度な見識は、当社経営、ひいてはグループ成長戦略に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

星野（ほしの）　雅夫（まさお）（1959年１月23日生）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年４月　当社入社
2002年４月　半導体本部技術統括部集積回路開発部長
2006年４月　技術本部先行技術開発統括部長
2007年６月　執行役員就任
2009年４月　技術本部長
2009年６月　取締役上級執行役員就任
2012年６月　取締役常務執行役員就任
2016年６月　取締役専務執行役員就任(現任)
2018年４月　デバイス事業本部長
2020年４月　デバイス事業本部長兼働き方改革推進本部長(現任)

所有する当社株式数

普通株式　　2,500株

取締役候補者とした理由

長年にわたり半導体デバイスの開発に従事し、同製品の開発において当社に多大な貢献をしてまいりました。2009年以降は技術開発部門の長として重要な職責を担い、長期にわたり当社の開発を統括してきた人材であります。2017年の構造改革以降、開発改革を推進し、2018年以降は、デバイス事業本部長として、技術から生産まで、半導体デバイス事業全体を統括しております。今後、さらに増加して行くパワーデバイスの需要に的確に対応して行くためには、星野氏の経験と知識は欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

鈴木（すずき）　善博（よしひろ）（1958年10月10日生）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年４月　当社入社
1998年10月　半導体本部生産統括部アレグログループリーダー
2001年５月　アレグロ マイクロシステムズ インク(現 アレグロ マイクロシステムズ エルエルシー)取締役副社長就任
2005年４月　管理本部経営企画部長
2006年４月　海外事業戦略室長
2006年６月　執行役員就任
2011年６月　上級執行役員就任
2013年３月　サンケン ノースアメリカ インク(現 アレグロ マイクロシステムズ インク)取締役ＣＥＯ就任
2013年６月　取締役上級執行役員就任
2015年６月　取締役常務執行役員就任(現任)
2017年７月　サンケン ノースアメリカ インク取締役会長就任(現任)
2018年 ４月　欧米事業戦略本部長(現任)

所有する当社株式数

普通株式　　9,600株

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社の海外事業を主導するとともに、2001年より主要子会社である米国アレグロ社の経営に携わってまいりました。2013年３月からは米国統括子会社であるサンケンノースアメリカインク（現アレグロマイクロシステムズインク）の経営者として、当社グループにおいて重要な位置付けとなる米国ビジネスを推進してまいりました。2017年以降は、米国アレグロ社のさらなる事業規模拡大及び開発力強化などの成長戦略を、ファンドとの協業により進めており、この中で鈴木善博氏は重要な役割を担っております。こうした経験と知識は当社経営において欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 4

すずき　かずのり
鈴木　和則（1957年９月17日生）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年４月　当社入社
1996年８月　半導体本部半導体第一販売事業部第一営業部営業一課長
2002年５月　サンケン パワー システムズ（ユーケー）リミテッド取締役社長就任
2007年４月　営業本部海外営業統括部長
2008年６月　執行役員就任
2012年４月　営業本部長（現任）
2012年６月　取締役上級執行役員就任
2016年６月　取締役常務執行役員就任(現任)

所有する当社株式数

普通株式　　3,600株

取締役候補者とした理由

長年にわたり半導体デバイス製品の販売に従事し、販売戦略推進に貢献してまいりました。2012年からは、営業本部長となり、グローバルな販売戦略を統括し、特に、白物家電及び車載向けを中心とする海外市場の売上拡大において、成果を挙げてまいりました。こうした経験と知識は当社経営において欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 5

たかに　ひでお
高荷　英雄（1958年９月27日生）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年４月　当社入社
2007年４月　管理本部知財法務室長
2010年４月　管理本部IR室長兼知財法務室長
2011年10月　管理本部経営企画室長兼知財法務室長
2014年６月　執行役員就任
2016年４月　管理本部長（現任）
2016年６月　取締役上級執行役員就任(現任)

所有する当社株式数

普通株式　　1,600株

取締役候補者とした理由

長年にわたり管理部門に従事し、法務、知的財産、ＩＲ、海外拠点管理、経営企画など、幅広い分野を経験し、2016年４月からは管理本部長に就任し、経営企画・総務人事・財務ＩＲ・ＣＳＲの各部門を統括しております。また、2017年度及び2019年度に発表した構造改革の立案・実行に当たるほか、コーポレート・ガバナンスの向上に取り組んでおります。こうした豊富な経験と、グループ経営管理に関する深い知識は、当社の経営において欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 6

高橋（たかはし） 広（ひろし） （1964年2月1日生）

新　任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年４月　当社入社
2010年10月　技術本部ＩＰＭプロジェクトリーダー
2012年４月　技術本部ＭＣＤ事業部副事業部長
2015年４月　技術本部ＭＣＢＤ事業統括部長
2018年４月　デバイス事業本部生産本部長（現任）
2018年６月　執行役員就任（現任）

所有する当社株式数

普通株式　　400株

取締役候補者とした理由

長年にわたり半導体デバイス製品の開発に従事し、主にモーターコントロールの技術領域において主導的な役割を担ってまいりました。2018年４月、デバイス事業本部の生産本部長となり、当社グループ全体の半導体デバイス生産を牽引し、重要な職責を果たしてまいりました。現在は、半導体デバイス事業における生産体制最適化の具体的施策を推進しております。こうした知識と経験は、半導体メーカーである当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 7

リチャード R. ルーリー（1948年１月21日生）

社外取締役候補
独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年５月　米国ニューヨーク州弁護士資格取得
1989年９月　ケリー ドライ アンド ウォレン法律事務所
　　パートナー（2015年１月同事務所退職）
2003年６月　米国ニュージャージー州弁護士資格取得
2013年３月　サンケン ノースアメリカ インク
　　（現 アレグロ マイクロシステムズ インク）
　　社外取締役就任(現任)
2014年６月　当社 社外取締役就任(現任)
2016年６月　日立造船株式会社 社外取締役就任(現任)

所有する当社株式数

普通株式　　- 株

在任年数

６年（本総会終結時）

社外取締役候補者とした理由

リチャード R. ルーリー氏は、長年にわたり米国弁護士事務所のパートナーを務め、国際的な企業法務の経験と知識を有しており、グローバル経営推進の観点で有益な助言・提言を頂けるものと考えております。ルーリー氏には、独立した立場から、弁護士としての客観的な視点で経営を監視頂くことが期待できますので、当社取締役会の監督機能強化に大いに貢献頂けるものと考えております。
また、ルーリー氏は、「指名委員会」及び「報酬委員会」の委員に就任頂いており、当社のコーポレートガバナンスの透明性の確保並びに適切性の向上に貢献頂いております。さらには「構造改革委員会」の委員にも就任頂いており、グループ構造改革の推進においても貢献頂いております。なお、ルーリー氏は、過去及び現在において当社の重要な米国子会社の社外取締役に就任しており、グループ経営の面においても、同様に貢献頂けるものと考えております。
こうしたことから、当社グループが中長期的な成長戦略を進めて行く中で、ルーリー氏は業務執行全般の適切性確保及び監督機能強化といった社外取締役の職責を、適切に果たして頂けるものと考えております。

候補者番号 8

藤田（ふじた） 則春（のりはる） （1950年９月26日生）

社外取締役候補

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年９月　監査法人伊東会計事務所 入所
1980年５月　イリノイ大学アーバナ･シャンペーン校 MBA取得
1980年７月　ICIジャパン株式会社 入社
1989年１月　アーンスト アンド ヤング エルエルピー シカゴ事務所 シニアマネジャー
1997年10月　アーンスト アンド ヤング エルエルピー ニューヨーク事務所 パートナー (2007年６月同社退職)
2008年９月　新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 常務理事
2008年10月　新日本有限責任監査法人 JBSグローバル統括責任者(2013年６月同監査法人退職)
2013年７月　藤田則春公認会計士事務所 代表(現任)
2015年８月　中国中信集団有限公司 社外取締役就任 (2018年４月退任)
2016年６月　当社 社外取締役就任(現任)
2018年８月　アレグロ マイクロシステムズ インク 社外取締役就任（現任）

所有する当社株式数

普通株式　- 株

在任年数

４年（本総会終結時）

社外取締役候補者とした理由

藤田則春氏は、日本及び米国における公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する高度な知見を有しております。また、米国の監査法人においてパートナーを務められるなど、豊富な国際経験も有しており、グローバル経営推進の観点で有益な助言・提言を頂いております。

なお、藤田氏は当社の会計監査人である監査法人に属しておりましたが、当社の会計監査に直接的に関与することはなく、海外進出企業向けのコンサル業務を主体とするＪＢＳグローバル統括責任者に就いており、また、同監査法人を退職してから既に約７年が経過しておりますので、独立した立場を確保しつつ、客観的な視点で当社経営を監視頂くことができます。

また、藤田氏は、「指名委員会」及び「報酬委員会」の委員長に就任頂いており、当社のコーポレートガバナンスの透明性確保と適切性向上に貢献頂いております。さらには「構造改革委員会」の委員にも就任頂いており、グループ構造改革の推進においても貢献頂いております。なお、藤田氏は、過去及び現在において当社の重要な米国子会社の社外取締役に就任しており、グループ経営の面においても、同様に貢献頂けるものと考えております。

こうしたことから、当社グループが中長期的な成長戦略を進めて行く中で、藤田氏は業務執行全般の適切性確保及び監督機能強化といった社外取締役の職責を、適切に果たして頂けるものと考えております。

候補者番号 9

東　恵美子（ひがし　えみこ）（1958年11月6日生）

社外取締役候補

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年2月　ワッサースタイン･ペレラ アンド カンパニー インク ディレクター
1994年5月　メリルリンチ アンド カンパニー インク投資銀行部門担当マネージング ディレクター
2000年4月　ギロ・ベンチャーズ エルエルシー CEO
2003年1月　東門パートナーズ エルエルシー マネージングディレクター(現任)
2010年11月　KLAテンコア コーポレーション(現 KLAコーポレーション)社外取締役就任(現任)
2014年10月　インベンセンス インク 社外取締役就任
2016年6月　メットライフ生命保険株式会社 社外取締役就任
2016年6月　武田薬品工業株式会社 社外取締役就任(現任)
2017年5月　ランバス インク 社外取締役就任(現任)
2019年6月　当社 社外取締役就任(現任)

所有する当社株式数

普通株式　- 株

在任年数

1年（本総会終結時）

社外取締役候補者とした理由

東恵美子氏は、長年の米国投資銀行での勤務経験から、国際的なコーポレートファイナンスに関する豊富な知識と経験を有しております。2003年には東門パートナーズ社を設立し、以来、長年にわたりコーポレートファイナンスとコーポレートガバナンスに関連したビジネスを自身で経営しております。さらには、半導体関連の米国上場企業において社外取締役に就任するなど、グローバルな半導体業界の知見も有しております。こうしたコーポレートファイナンス及びコーポレートガバナンスのビジネス経験と、半導体業界に関するグローバルな知見は、当社取締役会全体としての機能を向上させるとともに、業務執行全般の適切性確保にも寄与するものと考えております。
また、東氏は、「指名委員会」及び「報酬委員会」の委員に就任頂いており、当社のコーポレートガバナンスの透明性の確保、適切性の向上に貢献頂いております。さらには「構造改革委員会」の委員にも就任頂いており、グループ構造改革の推進においても貢献頂いております。
こうしたことから、当社グループが中長期的な成長戦略を進めて行く中で、東氏は業務執行全般の適切性確保及び監督機能強化といった社外取締役の職責を、適切に果たして頂けるものと考えております。

（注）1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 独立役員の届出に関する事項
・リチャード R. ルーリー、藤田則春及び東恵美子の各氏は、独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
3. 社外取締役候補者に関する事項
・当社は、リチャード R. ルーリー、藤田則春及び東恵美子の各氏と、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。本議案が原案通り承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定です。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役　太田　明氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次の通りであります。

おおた　あきら
太田　明（1957年11月11日生）

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1989年９月　当社入社
2002年10月　管理本部経理部長
2005年６月　執行役員就任
2006年４月　管理本部企画財務統括部長兼IR室長
2010年６月　取締役上級執行役員就任
2011年４月　管理本部長兼企画財務統括部長
2012年６月　取締役常務執行役員就任
2015年６月　取締役専務執行役員就任
2016年６月　常任監査役就任（現任）

所有する当社株式数

普通株式　5,100株

監査役候補者とした理由

入社以来、当社の経理･財務部門に従事し、長年にわたる財務及び会計に関する豊富な実務経験を有しております。
2010年６月からは取締役として経営に携わり、2011年４月からは管理本部長として管理の高度化・システム化、人事制度改革などを主導してまいりました。さらに、2016年６月からは、常任監査役に就任し、当社の監査において主導的な役割を果たしてまいりました。こうした豊富な知識と経験は、当社監査において十分に生かせるものと判断し、監査役の候補者といたしました。

（注）監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以　上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使のご利用に際しては、次の事項をご了承の上ご利用頂きますようお願い申し上げます。なお、インターネットによる議決権の行使期限は、株主総会開催日の前日の午後５時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

1. スマートフォンをご利用の方

◆ 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインＱＲコード」を読み取り頂くことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度ＱＲコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力頂く必要があります。

2. パソコンをご利用の方

◆ パソコンでのインターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用頂くことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　https://www.web54.net
（ウェブ 行 使）

◆ インターネットにより議決権を行使される場合には、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

◆ インターネットと書面の両方で議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いします。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。

◆ 議決権行使ウェブサイトをご利用頂く際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

◆ パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する大切な情報になりますので、大切にお取扱い下さい。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。

3. パソコン等の操作方法その他に関するお問い合わせ先について

◆ 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
［電話］　0120（652）031　（受付時間　9：00～21：00）

その他のご照会は、以下のお問い合わせ先にお願いいたします。
① 証券会社に口座をお持ちの株主様　：お取引の証券会社あてお問い合わせ下さい。
② 証券会社に口座のない株主様（特別口座にて株式をお持ちの株主様）：
三井住友信託銀行　証券代行部
［電話］　0120（782）031　（受付時間　9：00～17：00　土日･祝日を除く）

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　　場　　埼玉県新座市北野三丁目６番３号　当社本社
電話番号　（048）472-1111（代）
交通機関　　東武東上線　志木駅（南口）下車　徒歩15分



UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK